

平成30年度
事業計画書

平成30年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

平成 30 年度事業計画

1) 平成 30 年度事業計画

当機構は、定款に基づき、中立的・科学的な第三者機関として、医療の質の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業等種々の公益目的事業を実施しております。

平成 30 年度は、新しく策定した中期事業計画（2018～2022）の初年度の大切な年度であり、目標達成状況の確認を行ないつつ、更なる、医療の質・安全の向上を支援する事業を積極的に進めて参ります。また、将来を見据えた各事業への AI などの IT を活用するための検討や国際機関との情報交換等の連携も図りつつ事業活動を展開して参ります。

この事業計画は、定款第 4 条の事業に沿って記載しております。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

* 【6】については、評議員会にて定款の一部改正の審議を予定しております。

【1】病院機能評価事業

病院の自主的で継続した質改善活動の支援を目的に、平成 30 年度は、機能種別版評価項目「一般病院 3」の運用スタートに伴う、特定機能病院、大学病院本院への支援を強化します。また、地域担当制の確立により、受審病院の確保対策を着実に実施します。さらには、改善支援セミナーや相談会等の開催や支援ツールを充実させることにより、病院職員等を対象とした質改善教育の推進を積極的に実施します。

I. 病院機能評価

1. 平成 30 年度受審目標数

(1) 本審査（主たる機能）*

未受審病院に対する受審意向調査の結果や更新対象病院の更新率、特例措置の適用による受審時期のずれなどを踏まえ、新規 82 病院、更新 381 病院、合計 463 病院を確保する。

*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する

(2) 本審査（副機能）*

平成 29 年度実績等を踏まえ、任意受審である副機能審査を 110 病院程度確保する。

*主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時もしくは後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

(3) 付加機能審査*

更新対象病院数などを踏まえ、20 病院程度を確保する。

*付加機能には、「救急医療機能」、「リハビリテーション機能（回復期）」がある。認定病院あるいは審査中の病院に、より充実した機能を評価する。

2. 受審病院に係る審査等への対応（審査部）

(1) 本審査

- ・本審査 463 病院
- ・補充的な審査 116 件

(2) 再審査及び確認審査

- ・再審査及び確認審査 14 件

(3) 付加機能評価

- ・付加機能評価 20 件

(4) 医療安全審査

前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第 21 別紙 3 に該当し、かつ①②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ① 日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ② 認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

(5) 会議の開催

- ・評価委員会 12 回 評価結果と認定の判定
- ・評価部会 36 回 審査結果報告書の検討など
(一次部会 24 回、二次部会 12 回)
- ・患者安全部会 4 回 医療安全審査

3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審した病院のデータを取りまとめて病院機能評価データブックを作成する。

II. 病院機能改善支援

病院の継続的な質改善活動を支援するために、次の施策を実行する。

1. 受審病院の確保対策

(1) 地域担当制の確立

専任職員を配置する地域担当制を確立させ、継続的かつ効果的な受審推進活動の実施を目指す。地域担当職員が推進活動に専念できるよう、その他職員の業務内容等の見直しを行い、事務局体制を強化する。

(2) 更新辞退率の抑制

適切な時期に更新病院に関与することで更新辞退率の抑制を図る。具体的には、受審直後のアンケート回答時、受審後3年目の期中の確認時、受審後4年目の更新準備開始時の関与を強化する。

(3) 新規受審病院の確保

受審意向アンケート等の結果を活用し、受審意向に応じた個別的な支援を実施する。

2. 病院機能評価受審に関する支援

(1) 改善支援セミナーの開催

○ 受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

改善支援セミナー（総合） 3回（福岡、東京、大阪）

ケアプロセスセミナー 3回（機能別；一般2, 精神, リハビリ）

事務管理セミナー 1回

○ 都道府県の医療関係団体との連携強し、地域でのセミナー実施を強化する。

(2) 相談会の充実

○ 相談会を各地域で開催し、個別相談の時間を増やすなどきめ細かな支援を実施する。

15回（内訳 東京8回、大阪2回、福岡2回、札幌、愛知、広島）

(3) 支援ツールの拡充

○ 病院事例集の作成

・受審準備に参考となる事例集を作成する。

○ 動画コンテンツの充実

・機能別のケアプロセスや各種セミナー等で行なった内容を動画配信する。

3. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

(1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援の事業化

調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより病院の継続した自主的な質改善活動を支援することを目的とする。

- 患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供
- 活用支援セミナーの開催 2回
- 病院の取り組み事例報告等の情報提供 2回
- 年報の発行

*年初は、100病院程度を目指す。

4. 広報活動

- (1) 認定病院の改善事例紹介（Improve）の発刊
4回 発刊
- (2) 一般向け雑誌、地域メディア等の活用
「病院の実力」等の一般向け雑誌等へ広告を掲載する。

5. 診療報酬および各種指定要件等への反映について要望

診療報酬および各種指定要件（特定機能病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院等）への反映について、働きかけを強化する。

Ⅲ. 評価調査者養成

1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤーへの教育

- 一般病院3を担当するサーベイヤー向けの研修会の実施
- サーベイヤーハンドブックの改訂版の発行

2. 継続研修の強化

- リーダー養成研修会、ブラッシュアップ研修会等を実施
- 副機能担当（緩和ケア）養成研修会の実施
- Eラーニング等を活用した評価事例や情報提供の強化
- サーベイヤーの自主的な研鑽を支援

3. 新規サーベイヤーの確保

- 80名程度のサーベイヤーを新規に養成
- OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会の実施

4. サーベイヤーの質の管理

- サーベイヤーマネジメントプランの策定
- サーベイヤー管理システムの検討

5. 会議の開催

- サーベイヤーの選考、研修を行うための部会を開催
 - ・選考部会 3回
 - ・研修部会 3回

IV. 病院機能評価に関する研究開発

1. 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0 の本格運用について

(1) 機能種別「一般病院3」の訪問審査支援

平成30年4月から運用開始する機能種別「一般病院3」の訪問審査に事務局が同行し、円滑に審査が実施できるよう支援する。

(2) 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0 の評価基準明確化;

- 評価における判定基準を明確化する。
- 認定におけるC評価項目の取り扱いを明確化する。

(3) 評価項目・評価方法の妥当性の検証、見直し

- 評価項目について、IAPの指摘や実際の運用での検証結果に基づき見直しに着手する(Ver. 2.1)。
- 評価方法について、実際の運用での検証結果に基づき見直しを行う。

2. 付加機能(救急、回復期リハビリテーション)の改定

- 「病院機能評価(付加機能)救急医療機能 Ver3.0」の開発を行う。
- 「病院機能評価(付加機能)リハビリテーション機能(回復期) Ver4.0」の開発を行う。

3. 地域の医療の質の向上に寄与する病院機能評価事業の新たな展開

- 地域医療構想と総合診療医の役割に関する調査研究
- 医療・介護提供施設と病院との連携を重視した新たな評価の検討
- 疾病別の診療プログラム評価の導入の検討

4. 病院機能評価の導入効果における検証

病院機能評価の導入が、医療の質向上にどのように寄与しているのか等について調査研究を行い、病院機能評価の有用性について検証を行う。

5. 会議の開催

- | | |
|----------------------|----|
| ・評価項目改定部会 | 5回 |
| ・一般病院3検討分科会 | 3回 |
| ・評価基準検討会(仮称) | 5回 |
| ・付加機能改定検討分科会 救急(仮称) | 4回 |
| ・付加機能改定検討分科会 回リハ(仮称) | 4回 |
| ・地域医療検討勉強会(仮称) | 7回 |

【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）

平成30年度予算額 100,473千円

産科医療補償制度（以下「本制度」という）は、平成21年1月の制度開始から10年目を迎えましたが、安定的に事業運営を行っています。

平成30年度は、引き続き安定的かつ効果的な事業運営を行うとともに、制度の持続的発展に向けて、本制度の補償対象児の看護・介護の実態に関する調査や、原因分析・再発防止に関するアンケート等を実施し、本制度の成果や課題に関する情報収集・分析を行い、対応策を検討し実行していきます。

また、再発防止に資する情報提供の一環として、産科医療の質の向上に資する所定の研究に対して、本制度に蓄積された脳性麻痺児のデータの開示を検討していきます。

1. 加入分娩機関について

- 全国の分娩機関の制度加入状況は表1のとおりである。

表1 加入分娩機関数

（平成30年1月末現在）

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率（%）
3,255	3,252	99.9

（分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計）

2. 周知・広報等の実施

- 本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日であることから、補償申請が出来なくなる事態が生じないように、継続的に周知を行っていく。具体的には、産科医療補償制度ニュースの発刊や関係学会・団体の学術集会等における制度に関する講演を通じ、制度関係者に対して幅広く周知を行っていく。
- また、補償対象と考えられる事案の補償申請が漏れなく行われているかを検証する目的で、脳性麻痺児に係る周知状況調査を実施し、地域における脳性麻痺発症と補償申請状況を把握し今後の周知に活かしていく。

3. 審査・補償の実施

- 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (平成30年1月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※1	
総計	3,013	2,262	691	53	7

※1 現時点では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

(参考) 審査が終了した児の生年ごとの審査件数および審査結果 (平成30年1月末現在)

児の生年	審査 件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
平成21年	561	419	142
平成22年	523	382	141
平成23年	502	355	147

- 平成30年も、2つの補償対象基準による審査を行うこととなるため、児の出生年に応じ適正な審査が行われるよう、審査関係書類の区別を徹底するなど、審査態勢の強化を図っていく。

4. 原因分析の実施

(1) 原因分析報告書の作成および公表・開示

- 平成30年1月末現在で1,678件の報告書を作成し送付している。
- 報告書の質および均質性を維持した上で、現行体制(7つの部会で月42件の報告書を作成する体制)のもと安定的な運営を行っていくとともに、部会審議や報告書作成業務の更なる迅速化および効率化に取り組んでいく。
- また、「要約版」(個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない)の本制度ホームページでの公表や「全文版(マスキング版)」の開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図っていく。

(2) 原因分析報告書に関するアンケートの実施

- 原因分析に対する評価等を把握する目的で、児の保護者や分娩機関に対して報告書に関するアンケートを実施し、今後の報告書の内容や作成プロセスの改善に向けた検討に活かしていく。

5. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

(1) 再発防止に関する報告書の取りまとめ

- 平成 30 年度は、平成 30 年 9 月までに公表される見込みの約 2,000 事例の原因分析報告書をもとに、「第 9 回 再発防止に関する報告書」の取りまとめを行い、平成 31 年 3 月に公表する予定である。
- また、今後の原因分析報告書の公表状況に応じて、出生年単年での分析や出生年別の比較分析等について検討していく。

(2) 産科医療の質の向上に資する研究に対する情報の開示

- 産科医療の質の向上に資する所定の研究に対して、本制度の運営を通じて蓄積された脳性麻痺児に係るデータを匿名化したうえで開示することを検討していく。

(3) 再発防止に関するアンケートの実施

- 再発防止に関する報告書等の活用状況を把握する目的で、分娩機関に対して再発防止に関するアンケートを実施し、今後の報告書の作成等に活かしていく。

【3】 EBM 医療情報事業

I. EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：平成 30 年度予算額 151,851 千円

本事業は、診療ガイドラインを尊重した診療がわが国の医療の標準となり、患者の価値観と希望を尊重した患者中心医療の実現に努めることを目的とする。その実現のために、以下の施策を推進する。

1. 事業の内容

(1) 診療ガイドラインの作成支援

- わが国の医療環境に適した作成方法の提案等により、学会等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。従来からのプログラムに加え、作成団体内で作成方法に関する事項を担当する委員の養成プログラムを開発し運用する。
- 標準的な構造の診療ガイドライン作成を推進するために、診療ガイドライン作成マニュアルの改訂や共通フォーマットでの情報提供の動向を踏まえて、診療ガイドライン作成ツール GUIDE を改修し運用する。

(2) 診療ガイドラインの評価・選定および公開

- わが国で作成・発行された診療ガイドラインを網羅的に検索し、選定基準を用いた評価・選定を継続する。選定された診療ガイドラインの書誌情報をインターネットを通じて広く提供するとともに、著作者の許諾が得られた診療ガイドラインについては本文を公開する。
- 診療ガイドラインの作成段階で質を評価（公開前評価）し、その結果をフィードバックすることによって診療ガイドラインの最終化に向けた質向上を支援する。

(3) 診療ガイドラインの活用促進

- 診療ガイドライン情報を構造化し、共通フォーマットでの情報提供を推進することで、掲載までに要する時間を短縮し、複数の診療ガイドラインから横断的にクリニカルクエスチョン等を検索できる情報基盤を構築する。
- 確立したエビデンスに則った診療を普及するために、臨床家が日常的に高頻度で遭遇する疾患について、臨床上の疑問への解決方法を短時間で調べることができるツールを作成する。
- 質指標（Quality Indicator; QI）を用いて、診療ガイドラインで示されている推奨の普及や活用状況を評価する。
- 学会等に出向いて診療ガイドライン普及啓発活動を実施するなど、診療ガイドライン利用者に向けた広報を強化する。

(4) 患者・市民の支援

- 2017年度に作成した啓発用資材や教材を用いて、診療ガイドライン作成過程に患者・市民が参加することの意義を啓発するセミナーや、患者参加のための知識・スキル等を伝える研修会を開発し運用する。並行して、医療者に対する普及啓発にも取り組む。
- 医療利用者（患者・市民）に向けて、診療ガイドラインの意義や活用方法などを解説した情報を提供する。

(5) ICT（情報通信技術）を活用した、より利便性の高い情報システムの整備

- (1)～(4)で述べた事項を実現し診療ガイドラインデータベースの価値を向上させるために、診療ガイドライン情報の構造化や高度な検索機能の実装などに取り組む。また、診療ガイドライン作成支援・評価選定・活用促進におけるAI（人工知能）活用について検討する。

2. 運営委員会・部会・専門部会等の開催

(1) 運営委員会

2回

(2) 部会

診療ガイドライン選定部会、EBM普及啓発部会、診療ガイドライン活用促進部会
4回 / 各部会

(3) 専門部会

- ・ 診療ガイドライン評価専門部会 16回
- ・ 診療ガイドライン作成支援専門部会 1回
- ・ 患者・市民専門部会 4回

【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防及び再発防止を促進するため、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進してまいります。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業も推進します。

I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業:平成30年度予算額 93,748千円

1. 事業の概要

医療事故の発生予防及び再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は報告書、年報及び医療安全情報としてとりまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、ホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者に対する教育・研修等を実施する。

2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

(1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関及び事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査(訪問調査)を行う。また、参加医療機関からの報告数のさらなる増加を目指す。

(2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回程度定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、分析する内容を様々な角度から3テーマ程度選定し、分析を行う。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析を行う。

(3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

① 報告書・年報

報告書(四半期に1回)や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、本事業のホームページに掲載する。

② 医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回程度の頻度で作成し、事業に参加している医療機関及び送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く社会における情報共有を図るため本事業のホームページにも掲載する。また、引き続き申し込みを随時受け付け、提供医療機関数の拡大に努める。

③ 事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

(1) ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加する全ての医療機関から発生件数情報を、そのうち事例の報告を希望する医療機関からヒヤリ・ハット事例を収集する。

(2) ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に事例を集計し、医療事故情報と併せて分析を行う。

(3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

4. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

5. 報告システムの機器リプレイス

医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の収集と報告された事例の管理を安全に行うため、報告システム用サーバの更新を行い、円滑に移行する。

6. 医療安全に関する研修・講演等

(1) 研修

事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用を促進し、医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演

医療機関や医療関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知及び成果の還元を図る。

7. 運営委員会及び総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回程度開催する。

II. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：平成30年度予算額 34,528千円

1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下、「本事業」とする）に参加している薬局からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析、提供を行う。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析及び提供

(1) ヒヤリ・ハット事例の収集

全国の薬局を対象として、本事業への参加を募り、参加登録をした薬局から事例を収集する。薬局で発生した事例に加え、疑義照会等、薬局で発見された事例についても収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。事業参加薬局の増加と報告数のさらなる増加を目指す。

(2) 情報の分析・提供

収集・分析した内容を、以下の情報としてホームページに掲載し、医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

①報告書、年報

報告書は、半期に報告された事例を集計し、作成、公表する。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。年報・報告書の作成においては、医療安全の専門家で構成される総合評価部会委員により、様々な角度から分析テーマを選定し、分析を行う。

②共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、本事業の総合評価部会委員によって毎月3～5事例程度選定し、委員からの意見を付して掲載する。

③事例から学ぶ

年報・報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例、総合評価部会委員による事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

④薬局ヒヤリ・ハット分析表

年報・報告書で行った分析テーマの中で特に重要な図表については、カラー印刷が可能な分かりやすい図表を作成し、公表する。

⑤事例データベース

報告されたヒヤリ・ハット事例はホームページの「事例検索」に公表する。月1回程度データを更新し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

4. 医療安全に関する講演等

薬局や関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知及び成果の還元を図る。

5. 運営委員会及び薬局ヒヤリ・ハット総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年2回程度開催する。

【5】認定病院患者安全推進事業

認定病院患者安全推進事業については、会員からの医療事故及び警鐘的・教訓的事例等を集積し、原因分析と有効な再発防止策を検討してその成果を還元し、患者安全の推進を目的とする。

1. 会員病院数

これまでの実績から、平成30年度の会員病院見込数を1,400病院とする。

2. 年会費

年会費は、6万円とする。

3. 委員会・部会等活動

(1) 活動概要

事業計画や部会の設置等について審議・検討するために運営委員会を開催する。また、協議会全体の活動方針の決定、各部会間の連携を促進するために企画調整会議を開催する。課題に応じた活動を展開するために部会を置き、各々年間3回程度開催する。

(2) 部会

平成 30 年度の設置部会は、次のとおりとする。

- 薬剤安全部会
- 検査・処置・手術安全部会
- 施設・環境・設備安全部会
- 教育プログラム部会
- ジャーナル企画部会

なお、各部会は必要に応じて検討会を設置する。

4. セミナー・フォーラム

部会・検討会の活動成果や、全国各地域で積極的に患者安全に取り組んでいる施設の状況などを会員・会員外に還元するために、次のセミナー・フォーラムを行う。開催場所は、各会員病院が参加しやすいように、計画的に各地域で開催する。

(1) セミナー

各部会・検討会の活動成果を還元するために、シンポジウム形式またはグループワーク形式のセミナー（無料）を開催する。また、テーマ別により内容を専門化したテーマ別セミナー（有料）を開催する。

(2) 地域フォーラム

全国各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院を幹事病院とする形式および各地域の病院団体との共催形式で、年間 2 回程度開催する。

(3) 全体フォーラム

協議会活動の重要事項について報告するとともに、協議会活動全般について成果を還元するために年 1 回開催する。

5. 情報発信・活動成果の還元

部会・検討会の活動成果や、全国各地域で積極的に患者安全に取り組んでいる施設の状況などを会員・会員外に還元するために、機関誌「患者安全推進ジャーナル」を発行するほか、必要に応じて提言などの情報を適切に発信する。また、必要に応じて 新規プログラムの開発も行う。

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

機関誌として年 4 回発行する。また、テーマを特化した内容のジャーナル別冊を年 1 回程度発行する。

(2) ホームページ

前年度、改修を行ったホームページの更新を行い、情報を適切に発信する。

(3) 提言

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じてまとめ、提言として発信する。

(4) 教育プログラム開発

活動成果を総合的に検証し、教育プログラムとして開発を行う。

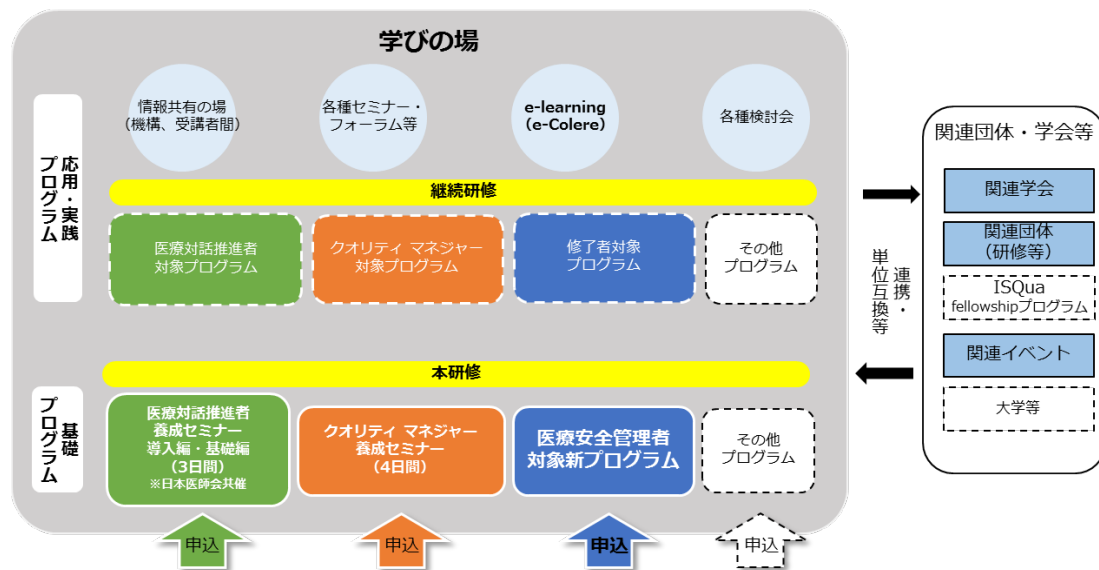
【6】教育研修事業

一部厚生労働省補助金事業：平成30年度予算額14,372千円

医療の質、安全に関わる体系的な知識を確実に習得し、継続的に学習する機会を確保することで、日本の医療の質と安全の向上に貢献することを目的とする。

1. 継続的な学習体制の提供

病院職員などが継続的に学習を行える環境、仕組みを整備するとともに、各種養成セミナー等の研修プログラム充実を図る。



イメージ図：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み

- (1) クオリティ マネジャー養成セミナー（基礎プログラム）の実施
 - ・年間3回 延べ180名程度の養成を行う。
- (2) 医療対話推進者養成セミナー（基礎プログラム）の実施
 - ・導入編2回・基礎編8回 延べ240名程度の養成を行う。
 - ・基礎編については、東京以外の地域での開催を2回程度企画する。
- (3) 継続研修（応用・実践プログラム）の実施
 - ・クオリティ マネジャーおよび医療対話推進者養成セミナー修了者を対象に、継続研修を企画・実施する。
 - ・クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 3回
 - ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 5回
- (4) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実
 - ・開発したeラーニングシステムを活用したセミナー事前・事後の学習体制を確立すること等、システムの効果的な運用を検討、実施する。
 - ・あらたなコンテンツの作成を行い、eラーニングの内容の充実を図る。

2. 研修修了者の登録・更新制度の導入

クオリティ マネジャー養成セミナー、医療対話推進者修了者の登録・更新制度を導入し、適切な運営を行う。

3. 新たな研修プログラムの開発

「医療の質向上を図るための実務能力を強化・支援する施策の実施」

- 医療安全マスター養成プログラム 2回（60名）
 - ・ 医療安全の実務担当者を対象とした実践力強化プログラムの実施
- 看護部長、コメディカル部門の責任者などを対象とした研修（仮） 1回
 - ・ 看護部長、コメディカル部門の責任者などを対象とした管理者研修の検討・試行
- 研修プログラムの開発に関する情報収集の適切な手段を検討

4. 特定機能病院管理者研修の実施

平成 29 年度後半から始まった厚生労働省の補助金事業である。特定機能病院の新たな承認要件に基づき、特定機能病院のさらなる医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者・医療安全管理責任者を対象に研修を実施します。

- ・ 初回受講向け年間 4 回（280 名）、継続受講向け年間 3 回（150 名）実施予定

【7】その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 国際連携の推進

(1) 第 35 回 国際医療の質学会（ISQua）学術総会への参加

平成 30 年 9 月 23 日～26 日にマレーシアで開催される第 35 回国際医療の質学術総会に演題を登録し発表を行うほか、海外の組織と連携を深める。

(2) 海外の医療機能評価に関連する組織との連携

米国、カナダ、オーストラリア等を始め、世界各国の医療機能評価に関わる組織の活動状況について情報を収集し、機構からも情報発信をするなどして相互の交流を深め連携を強化する。

(3) ISQua フェロワーシップと連携した教育プログラムの提供

ISQua フェロワーシップのプログラムとして、Webinar（インターネットを利用した講義形式セミナー）を日本語および英語で提供する。

2. 広報活動の推進

引き続き、ニューズレターを隔月で発行するとともに、機構の Web サイト、フェイスブック等の媒体により、積極的な情報発信を行う。

3. 業務運営の質の向上

機構の業務運営全般に亘る質改善プロセスの確立とリスク管理の強化を行う。また、業務の効率性、生産性向上のため、IT 技術の利活用を始め、業務の継続的な見直しを行う。

特に、人材の育成に注力し、職員の成長により創造的な組織文化を育む。

4. 財務基盤強化の推進

安定的に事業を継続していくためには、強固な財務基盤の整備が必要となる。中長期的な視野で基盤の強化を推進し、積極的な事業展開や、職員が安心して働ける環境の整備などを行う。なお、平成 30 年度に借入れの予定はなく、設備投資(サーバーの更新等)については特定資産取得資金の取崩しにより対応する。

5. 機構職員数

(平成 30 年 1 月 1 日現在)

区 分	常勤	契約	派遣	計	客員研究 主幹、客 員研究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2			2			2
	(1)						
統括調整役	1			1			1
総務部	8	2	1	11	2		13
	(1)						
評価事業推進部	9	1	3	13	3		16
評価事業審査部	19	1	2	22			22
教育研修事業部	8	1	3	12			12
産科医療補償制 度運営部	39	11	10	60	16	1	77
	(13)						
EBM医療情報部	6		3	9	4		13
医療事故防止事 業部	6		2	8	1	1	10
合 計	98	16	24	138	26	2	166
	(15)						